

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 預り金状況報告の未実施について【和陽園】 （報告書 P129）</p> <p>和陽園の特別養護老人ホーム（従来型）において、各利用者等に対して、「預り金状況報告」という報告書を作成し、6月末、9月末、12月末及び3月末に収支状況について利用者からの預り金について報告を行い（要綱第13条第1項）、報告内容に関して利用者等が確認した旨の署名を入手している。</p> <p>そこで、平成27年度の「預り金状況報告」を閲覧した結果、2人（通帳管理No.9及び28）の「預り金状況報告」において12月末の収支状況の記載及び確認の署名がなかった（平成27年12月末残高 No.9 13万円、No.28 9万円）。同報告について担当者に預り金等の報告及び提示の状況を確認したところ、担当者の失念により預り金等の報告及び提示を実施していないことが分かった。また、預り金等の報告及び提示に関する業務について確認したところ、担当者が同業務を実施することになっているが、業務を実施したことに関して担当者以外の者による確認を実施することはこれまでなく、そのような認識もなかった。</p> <p>担当者が預り金等の報告及び提示を適正に実施したことについて、和陽園が組織として把握することができない。</p> <p>和陽園は、要綱第13条第1項に規定されている預り金等の報告及び提示のとおり、収支状況について四半期毎に利用者等に報告されたい。</p> <p>和陽園は、預り金等の報告及び提示に関する業務に関して、その業務の遂行を確認し、適切な収</p>	<p>平成28年12月に要綱を改正し、改正後の要綱に基づき、預り金出納責任者（介護長）が、毎月、定例書類（介護保険請求等）の送付と同時に、入所者等へ「個別預金預り金台帳及び個別現金預り金台帳」の写し等を送付することにより、報告を行っている。また、報告の際に管理責任者（園長）の決裁を経ることにより、組織として本件報告事務の管理を行うこととした。</p>

<p>支状況について報告が実施されるように、当該業務の確認を含めた管理を実施されたい。</p>	
---	--